

第10章 誘導施策の検討

1 基本的な考え方

人口減少下における本市の今後の都市づくりにおいては、居住誘導区域や都市機能誘導区域への居住や都市機能の誘導を緩やかに進めていくことが重要です。

本市では、人口減少下においても暮らし続けられる市街地の形成に向けて、市街地内でも生活利便性や交通利便性が高い場所に対して居住誘導区域を設定し、上位関連計画に基づく取組と連携しながら居住誘導区域内における居住の誘導施策を展開します。

また、居住誘導区域内の都市計画上重要な場所となる拠点に対して都市機能誘導区域を設定し、上位関連計画に基づく取組と連携しながら高次都市機能や中心市街地へ高齢者施設を誘導する等、市民の日常生活に必要な施設を維持・誘導する対策として施策を展開します。

居住誘導区域外（一般居住区域）においては、居住や都市機能の各誘導区域内への誘導を図るための施策や土地利用規制の強化等を検討します。

また、これらの取組と合わせて「三次市地域公共交通計画」に基づく取組と連携した持続可能な市街地形成を図ります。

■誘導施策の体系

めざす姿	基本方針		用途地域			用途 白地 地域	都市計 画区域 外
			都市 機能	居住	誘導 区域外		
『未来につなぐ、人と想いがつながるまち』 地域の個性を生かしたライフスタイルの実現	【都市機能の誘導方針】 各拠点の活力や便利な暮らしを支える都市機能の集積	・まちなかの魅力向上や便利な暮らしを支える拠点形成（三次地域）	○	－	－	－	－
		・個性を活かしたゆとりある暮らしを支える拠点の形成（三良坂・吉舎地域）	○	－	－	－	－
		・必要な日常生活を営める生活環境の確保	－	－	－	○	－
		・産業の維持に向けた最低限必要な日常生活を営める生活環境の確保	－	－	－	－	○
	【居住誘導・防災の方針】 安心して暮らすことのできる居住地の形成と誘導	・健康で快適に暮らすことのできる居住地の形成	－	○	○	－	－
		・強靱な市街地形成	防災指針において記載				
		・災害リスクの高いエリアにおける居住の抑制					
	【公共交通の方針】 市民一人ひとりの暮らしに合った持続可能な公共交通ネットワークの構築	・持続可能な公共交通ネットワークの構築	「三次市地域公共交通計画」と連携				
		・デジタル技術を活用しながら広域及び地域内の公共交通の維持・確保					
		・日常の生活行動を支える移動手段の確保					

2 都市機能の誘導に係る誘導施策

(1) 都市機能誘導区域全体に係る誘導施策

- ・立地適正化計画制度に基づく届出制度の活用により、都市機能区域ごとに適正な都市機能の誘導を図ります。
- ・都市機能誘導区域内においては、民間施設の立地条件の向上に向けて、都市計画法や建築基準法などの法的制限の緩和を必要に応じて検討します。
- ・都市機能の維持・充実を図るため、民間活力の活用を検討します。また、民間事業者による誘導施設の整備について、国の支援制度等の周知を図るとともに活用に対する支援を検討します。
- ・都市機能が立地しやすい環境とするため、必要に応じて誘導区域と連動した用途地域等の見直しや地区計画の活用等、土地利用規制の見直しを検討します。
- ・中心市街地への高齢者施設の誘導を検討します。

(2) まちなかの魅力向上や便利な暮らしを支える拠点形成（三次地域）

- ・三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化に向けて集約化を図るとともに、跡地については市民の生活利便性を確保するため、跡地活用による必要な都市機能の誘導を図ります。
- ・三次消防署等の誘導施設の移転に伴う低未利用地については、都市機能誘導を図る用地として、誘導に必要な支援を検討します。
- ・広域からの利用者の多い都市機能の集積する東酒屋地区においては、農地や自然環境に配慮しながら、さらなる都市機能の集積を図る土地の創出を図るため、用途地域の指定を検討するとともに、必要に応じて都市機能誘導に向けた都市基盤整備を検討します。
- ・三次町地区の歴史的な街並みを活かした拠点形成を図るため、三次町歴史的街なみ環境整備計画に基づき、上市太才通り・三次本通りの魅力向上を図ります。

(3) 個性を活かしたゆとりある暮らしを支える拠点の形成（三良坂・吉舎地域）

- ・三良坂地域においては、面的整備を活かした日常生活サービス機能の誘導を図ります。
- ・吉舎地域の中心部においては、国の地域再生計画や地方創生推進交付金などを活用しながら、地域に適した生活サービス機能や交通ネットワークの確保などによる「小さな拠点」づくりを検討します。

(4) 必要な日常生活を営める生活環境の確保（用途地域外）

- ・用途地域外においては、無秩序な市街化が懸念される場合は、用途地域や特定用途制限地域等の土地利用規制を検討し、生活環境の維持を図ります。

(5) 産業の維持に向けた最低限必要な日常生活を営める生活環境の確保（都市計画区域外）

- ・都市計画区域外の集落の中心となる地域生活拠点については、国の地域再生計画や地方創生推進交付金などを活用しながら、地域に適した生活サービス機能や交通ネットワークの確保などによる「小さな拠点」づくりや地域管理構想の作成を検討します。
- ・川西地区で実施している中山間地・自立モデル検討事業での検討結果を踏まえ、地域生活拠点においては、持続可能なスマートコミュニティの構築を検討します。

3 居住の誘導に係る誘導施策

(1) 健康で快適に暮らすことのできる居住地の形成

①居住誘導区域内

- ・細分化された低未利用地や老朽化した建築物が存在する土地の集約化、共同化等により、子育て等に適した広くゆとりある居住空間の創出を図るため、広島型ランドバンク事業の活用を検討します。
- ・都市基盤整備が不十分な地区においては、身近な公園、下水道の計画的な整備を図るとともに、下水道の計画区域等、基盤整備に合わせた用途地域の見直しを検討します。
- ・点在する空き家や空き地、空き店舗等や遊休化した公有地の有効活用を図り、都市空間の魅力向上を図ります。
- ・居住誘導区域内への居住の誘導の円滑化を図るため、本市の移住定住に関わる補助制度に対して、居住誘導区域と連動した支援要件に見直すなど、既存の補助制度の要件の見直しを検討します。
- ・「三川合流部周辺河川環境整備計画」等に基づき三川合流部のかわまちづくりを推進し、居住地としての魅力向上を図ります。
- ・「三次市自転車活用推進計画」及び「三次市自転車ネットワーク計画」に基づき、十日市、三次町、三次市民ホールきりりを回遊する自転車走行空間の整備を図ります。
- ・居住誘導区域内の市街地循環ネットワークの形成に向けて、一般県道知三次線と国道 184 号を繋ぐ南北のアクセス道路の整備を検討します。

②一般居住区域（居住誘導区域外）

- ・一般居住区域の用途地域における都市基盤整備の行われていない区域や災害リスクの高い区域、用途地域の見直し、急激な人口密度の低下が見込まれる地区などについては、用途地域の見直しを検討するとともに、地区計画等の活用による土地利用規制の導入を図ります。
- ・「三次市空き家等対策計画」に基づき、空き家の適正管理を図ります。

4 公共交通に係る誘導施策

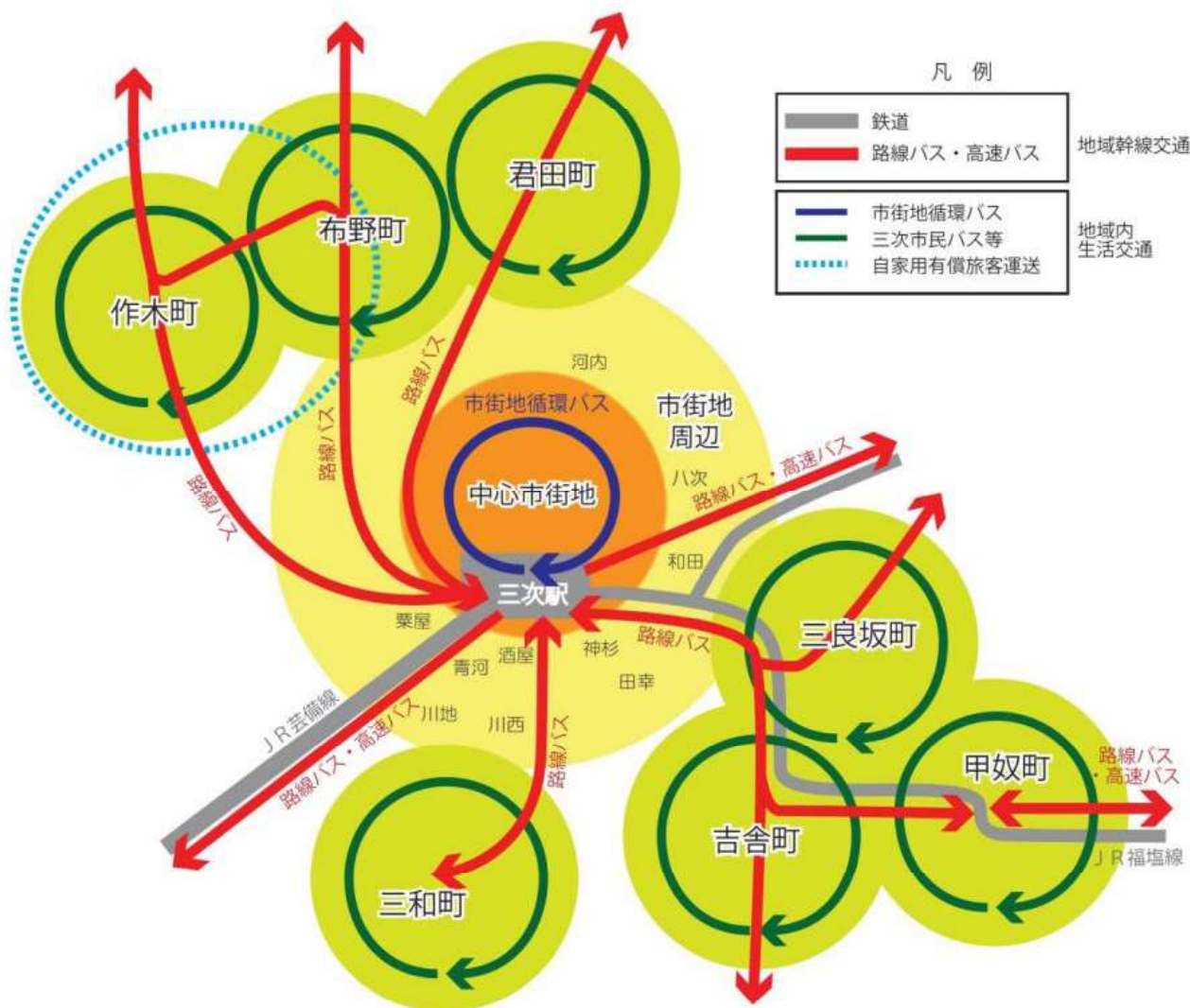
(1) 「三次市地域公共交通計画」との連携

本市では、「しあわせを実感しながら、住み続けたいまち」であるために、まちづくりを支える公共交通等を、市民、交通事業者、行政等の関係主体が協働で守り、育てることで、市民一人ひとりのしあわせの実感につながる、暮らしに合った移動環境の実現を目指し、令和3（2021）年3月に「三次市地域公共交通計画」を策定して取り組んでいます。

また、令和5（2023）年4月には、広島県が「広島県地域公共交通ビジョン骨子」を策定し、「県民の暮らしと、地域・経済の共創を支え、ひろしまの価値を高める社会基盤としての地域公共交通の実現」を目指した中長期的な公共交通の方向性を示しています。

本市では、本計画における居住や都市機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと「三次市地域公共交通計画」との連携により、コンパクト・プラス・ネットワークによる移動しやすいまちづくりを進めます。

■「三次市地域公共交通計画」（令和3（2021）年3月策定）における公共交通体系イメージ



■「三次市地域公共交通計画」における計画事業

計
画
事
業

- 事業1. 路線バスの運行・改善
- 事業2. 市街地循環バスの運行・改善
- 事業3. 三次市民バス等の運行・改善
- 事業4. 自家用有償旅客運送の運行・改善
- 事業5. 三次市相乗りタクシー事業の推進・活用促進
- 事業6. 乗継・待合環境の改善
- 事業7. 地域内生活交通検討会の開催
- 事業8. 公共交通の利用促進策の推進
- 事業9. 安心して運転免許を返納できる環境づくり
- 事業10. 乗務員不足への対策
- 事業11. デジタル技術を活用した移動利便性向上策の研究
- 事業12. 公共交通関係の災害等に備える取組

計
画
事
業

目標1

地域実態や社会情勢に応じて、持続できる公共交通体系をつくる

- 事業1. 路線バスの運行・改善
- 事業2. 市街地循環バスの運行・改善
- 事業3. 三次市民バス等の運行・改善
- 事業6. 乗継・待合環境の改善
- 事業7. 地域内生活交通検討会の開催
- 事業11. デジタル技術を活用した移動利便性向上策の研究
- 事業12. 公共交通関係の災害等に備える取組

目標2

高齢者など誰もが安心して暮らせるため、移動手段を確保する

- 事業4. 自家用有償旅客運送の運行・改善
- 事業5. 三次市相乗りタクシー事業の推進・活用促進
- 事業9. 安心して運転免許を返納できる環境づくり

目標3

公共交通の利用促進を図るなど、事業が維持できる環境を整える

- 事業8. 公共交通の利用促進策の推進
- 事業10. 乗務員不足への対策

資料：三次市地域公共交通計画（令和3（2021）年3月）

5 届出制度の運用

都市再生特別措置法に基づく届出制度は、三次圏都市計画区域が対象となります。

(1) 居住誘導区域外での建築等の届出等

居住誘導区域外の区域において、一定規模以上の住宅開発を行うとする場合にはこれらの行為に着手する日の 30 日前までに、行為の種類や場所などについて、市長への届出が必要となります（都市再生特別措置法第 88 条第 1 項）。

届出の対象となる行為は、次のとおりです。

【開発行為】

- ・ 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ・ 1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 m²以上のもの

【建築等行為】

- ・ 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合

○開発行為	○建築等行為
① <u>3 戸以上の住宅</u>の建築目的の開発行為 ② <u>1 戸又は 2 戸の住宅</u>の建築目的の開発行為で、その<u>規模が 1,000 m²以上</u>のもの ①の例示 3 戸の開発行為  届  ②の例示 1,300 m² 1 戸の開発行為  届  800 m² 2 戸の開発行為  不要 	① <u>3 戸以上の住宅</u>を新築しようとする場合 ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等 (①) とする場合 ①の例示 3 戸の建築行為  届  1 戸の建築行為  不要 

出典：国土交通省資料を基に作成

市長は、届出があった場合において当該届出に係る行為が居住誘導区域内における住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、住宅等の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができます（都市再生特別措置法第 88 条第 3 項）。

市長は、勧告をした場合において必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、居住誘導区域内の土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければなりません（都市再生特別措置法第 88 条第 4 項）。

（２）都市機能誘導区域外での建築等の届出等

都市機能誘導区域外の区域において誘導施設の整備を行おうとする場合には、これらの行為に着手する日の 30 日前までに行為の種類や場所などについて市長への届出が必要となります（都市再生特別措置法第 108 条第 3 項）。

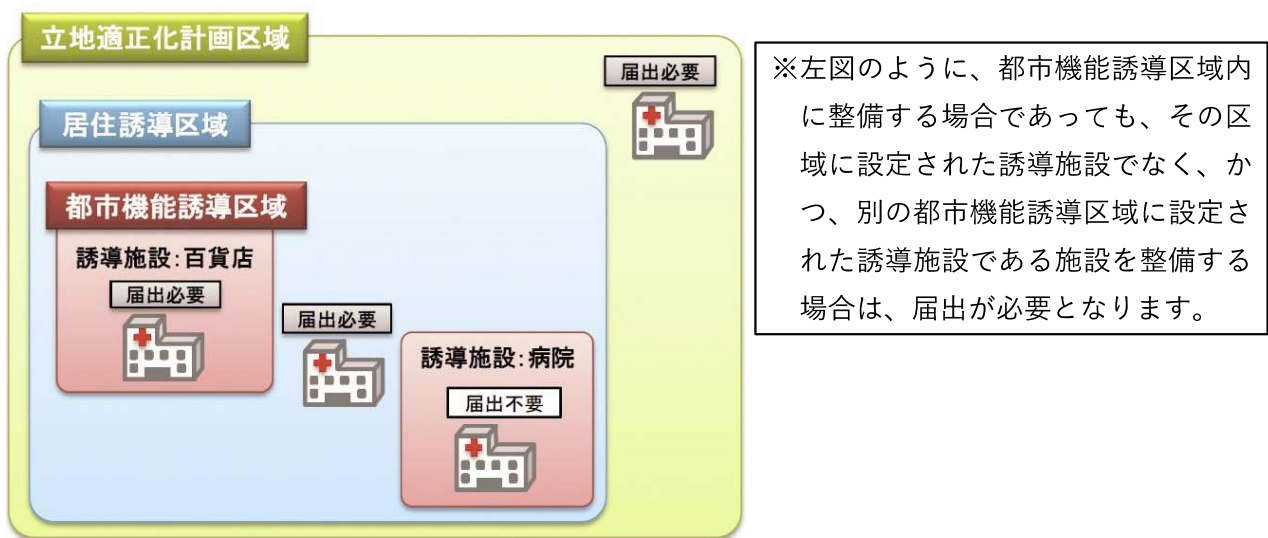
届出の対象となる行為は、次のとおりです。

【開発行為】

- ・ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

【開発行為以外】

- ・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ・ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合



出典：国土交通省資料

市長は、届出があった場合において当該届出に係る行為が都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して当該届出に係る事項に関し誘導施設の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができます（都市再生特別措置法第 108 条第 3 項）。

市長は、勧告をした場合において必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し当該誘導施設に係る都市機能誘導区域内の土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければなりません（都市再生特別措置法第 108 条第 4 項）。

（３）誘導施設の休廃止に係る事前届出

都市機能誘導区域内において当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を休止または廃止しようとする場合には、これらの行為に着手する日の 30 日前までに、市長への届出が必要となります（都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項）。

6 国の支援制度の整理

誘導施策の実行に向けては、国の支援制度を活用しながら効率かつ効果的に実施することが重要です。そのため、本市において今後活用を検討する代表的な国の支援制度について整理します。

(1) 拠点地区における都市再生

① 都市構造再編集集中支援事業

都市再生整備計画に位置付けられた事業のうち立地適正化計画に基づく事業に対して総合的・集中的な支援を行う個別支援制度「都市構造再編集集中支援事業」が創設されています。

施行地区は、都市機能誘導区域及び居住誘導区域であり、都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対して支援を受けることが可能です。

■ 都市構造再編集集中支援事業の概要

○「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等

国費率：1/2（都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内）、4/5（居住誘導区域内等）

対象事業

<市町村、市町村都市再生協議会>

○都市再生整備計画※に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援。 ※市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高層空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設等）、都市機能誘導区域内の誘導施設※・基幹的誘導施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、エリア価値向上整備事業等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（提案に基づく事業）

【居住誘導促進事業】

住居移転支援、元地の適正管理等

<民間事業者等>、<都道府県等>（施設市町村が広域的な誘導施設の立地方針を定めた場合に限り。）

○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設※及び

基幹的誘導施設（広域で利用される誘導施設）の整備

＝民間事業者に対する支援については、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援は補助金（補助対象事業費の2/3）に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。

※地域生活拠点内では、一部の基幹事業を除く。

※誘導施設については、三大都市圏の政令市・特別区における事業は支援対象外だが、広域連携を行った場合は政令市を支援対象とする。

施行地区

○立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」

○立地適正化計画に位置付けられた「地域生活拠点（都市計画区域外、都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分）※」

＝ただし、都市計画適用指針に於て居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害リスクゾーンを含めている市町村、市街化調整区域で都市計画法第34条第1号に基づき条例の区域を指定、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外

※立地適正化計画と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、地域生活拠点として位置付けられた区域を含む。

○その他、以下の地区においても実施可能

・立地適正化計画に基づいて誘導施設を誘導する場合、廃止された施設の除却等
・都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する区域において水辺まちづくり計画がある場合、計画に位置付けられている事業
・市街化区域等の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している場合、緑地等の整備
・③居住誘導区域面積が市街化区域面積の1/2以下の市町村の居住誘導区域外、④防災施設に即した災害リスクの高い地域であって居住誘導区域外、⑤市街化区域を市街化調整区域に編入した当該区域、から居住誘導区域への居住の誘導を促進するために必要な事業

市町村が立地適正化計画を作成・公表

まちづくりの方針、都市機能誘導区域、居住誘導区域等を設定



まちづくりに必要な事業を都市再生整備計画に位置づける

市町村が都市再生整備計画を作成・公表

都市構造再編集集中支援事業による支援



資料：国土交通省ホームページ

【都市計画区域外の地域生活拠点の取り扱い】

都市構造再編集集中支援事業では、都市計画区域外の地域生活拠点に対しても支援を受けることが可能です。

要件としては、都市計画区域外の地域生活拠点を明示的に位置づけることや「地域管理構想の作成」において拠点として位置付けるなどが必要です。

【拡充】都市構造再編集集中支援事業・都市再生整備計画事業・まちがウオーカブル推進事業（都市・地域交通戦略推進事業）【都市圏コンパクト化に向けた地域生活拠点の形成支援】

○都市圏全体での持続可能な都市構造の実現に向けて、市町村管理構想・地域管理構想と連携しつつ、都市計画区域外の郊外住宅地や周辺集落等における地域生活拠点の形成等のコンパクト化の取組を支援する。



②まちなかウォーカブル推進事業

まちなかウォーカブル推進事業は、まちなかの歩いて移動できる範囲において、まちなかでの滞在の快適性の向上を図るため、市や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業です。

■まちなかウォーカブル推進事業

まちなかウォーカブル推進事業

国土交通省

○車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業

事業主体等 ●市町村、市町村都市再生協議会（社会資本整備総合交付金） ●都道府県、民間事業者等（都市再生推進事業費補助） いずれも国費率：1/2

施行地区 次のいずれかの要件に該当する地区、かつ、都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域（当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区を含む）
① 立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村の、市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅[※]から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場[※]から半径500mの範囲内の区域等 ※セーパーク路通行本数が1日あたり1000以上あるものに限る。
② 観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる市街化区域等外の区域
③ 立地適正化計画、広域的な立地適正化の方針等に位置づけられた都市計画区域外の地域生活拠点

対象事業	事業のイメージ
【基幹事業】 道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、既存建物活用事業、滞在環境整備事業、エリア価値向上整備事業、計画策定支援事業[※]等 ※都市計画や整備計画に準拠し、デザイン性・安全性・利便性・持続性・多様性を重視した取組が求められる。また、事業の実施に当たっては、関係機関との連携・協力を図る必要がある。 【提案事業】 事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）	●歩きたくなる空間の創出 Walkable ● 街路空間の再構築 ● 道路・公園・広場等の整備及び既存ストックの改修・改良 ● 道路の美観化、芝生化、植栽・緑化施設や水上デッキの整備等による公共空間の高質化 ● 滞在快適性等向上区域を下支える周辺環境の整備（フリンジ駐車場、外周道路等の整備） ●歩行者目線の1階をまちに開放 Eye Level ● 沿道施設の1階部分をリノベーションし、公共空間として開放 ● 1階部分のガラス張り化等の修景整備 ●既存ストックの多様な主体による多様な利活用 Diversity ● 官民の土地・施設を一体的に改修し、自由に利活用できるまちなかハブや公開空地として開放 ● 公共空間にイベント等で利用できる給電・給排水施設等を整備 ● 利活用状況を計測するセンサーの設置や、データを分析・見える化し、まちの情報を発信するシステムの整備 ●開かれた空間の滞在環境の向上 Open ● 屋根やトイレ、照明施設、ストリートファニチャー等の整備 ● 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査

資料：国土交通省ホームページ

(2) 公共交通ネットワーク形成

人口減少、少子高齢化への対応や、集約型都市構造への再編に向けたまちづくりの取組として、多様な交通モードの連携による持続可能なコンパクトシティへの展開を図る事業です。

■都市・地域交通形成戦略推進事業の概要

都市・地域交通戦略推進事業

・交付金（社会資本整備総合交付金）
・補助金（防災・安全交付金）

目的：人口減少、少子高齢化への対応や、集約型都市構造への再編に向けたまちづくりの取組として、多様な交通モードの連携による持続可能なコンパクトシティへの展開を図る。

○徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的の下、都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援

○補助対象者：交付金 ～ 地方公共団体^{※1}
補助金 ～ 法定協議会^{※2}、都市再生推進法人、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体、独立行政法人都市再生機構
※1 交付金については、地方公共団体からの補助金を受けて、民間事業者等（独立行政法人都市再生機構や特定非営利活動法人等を含む）も事業実施可能
※2 整備計画の作成に関する事業については、法定化を見据えた任意協議会も対象

○補助率：1/3、1/2（立地適正化計画に位置づけられた事業、滞在快適性等向上区域へのアクセス等に寄与する都市交通施設整備に係る事業、地区交通戦略に位置づけられた滞在快適性等向上区域等で行われる事業、脱炭素先行地域において実施する事業）



(3) 一般居住区域（居住誘導区域外）における対策

①都市構造再編集中支援事業（基幹事業：居住誘導促進事業）

居住誘導促進事業は、居住誘導区域外等から同一市町村内の居住誘導区域へ移転する者に対して補助する事業に要する費用等を支援するものであり、都市構造再編集中支援事業の基幹事業として新たに位置づけられています。

本事業は、居住誘導区域面積が用途地域の面積の1/2以下の市町村における、居住誘導区域外の区域や防災指針に即した災害リスクの高い地域であって居住誘導区域外の区域等に対して、元地の土地や既存ストックの適正管理、住宅移転支援を行うことができます。

■居住誘導促進事業の概要

【拡充】 都市構造再編集中支援事業(基幹事業：居住誘導促進事業)【施行地区要件の追加】

- ・居住誘導区域外等から同一市町村内の居住誘導区域へ移転する者に対して補助する事業に要する費用等を支援
- ・都市再生整備計画の区域に関わらず実施可能。

- ・都市再生整備計画に居住誘導方針を位置付け
- ・防災指針に災害リスクを踏まえた居住人口等、定量的な目標設定を行っていること又は確実に行う見込み



資料：国土交通省資料（都市行政の最近の話題／令和5年5月）